



基本目標Ⅰ 男女がともに参画する地域づくり



身近な暮らしの場である地域を活力あるものとしていくためには、地域づくりのあらゆる場面に年齢や性別を超えた多様な視点を取り入れることが必要です。地域の問題解決に男女共同参画の視点を取り入れ、男女がともに地域社会の形成に参画できるよう取り組むとともに、市の審議会・委員会等や地域団体の役職への女性の登用を推進します。

施策 1

男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

- (1) 地域における男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画の視点を活かした防災・防犯への取り組み
- (3) 男女共同参画の拠点の充実

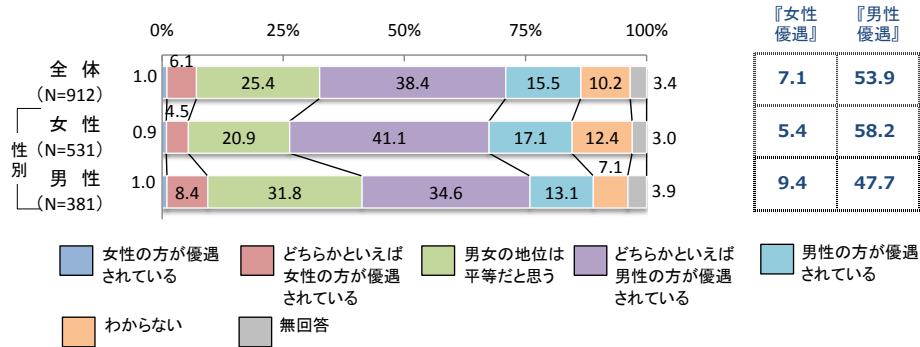
施策 2

審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進

- (1) 各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進
- (2) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進

●地域活動・社会活動の場での男女の地位の平等感

男性が優遇されていると感じている人が5割を超えています。地域活動の役割分担においては、役員や催し物の決定権は男性、お茶くみなどの雑用は女性が担う傾向にあります。



基本目標Ⅱ 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり



一人ひとりが性別に関わらずそれぞれの個性と能力を活かして活躍できる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を見直すことが必要です。市民や事業所、地域団体等に対し、男女共同参画に関する啓発・情報提供を充実し、男女が互いに尊重しあう意識づくりを進めます。子どもたちが性別によってその可能性を制限されてしまうことのないよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

施策 1

男女共同参画に関する啓発活動の充実

- (1) 男女共同参画に関する啓発の推進
- (2) 男女共同参画についての学習機会の提供
- (3) 男女共同参画に関する情報提供の充実

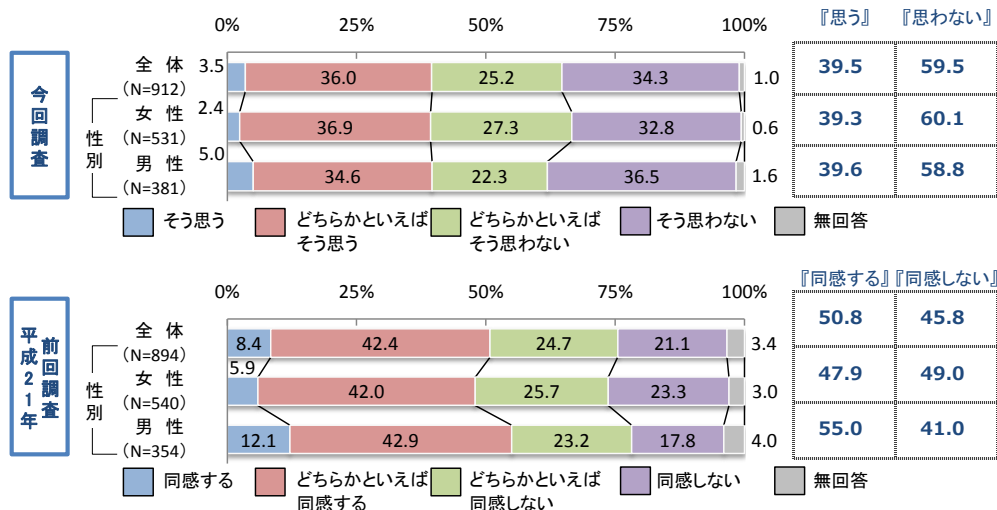
施策 2

男女共同参画の視点に立った教育の推進

- (1) 教育・保育関係者の男女共同参画についての理解促進
- (2) 性別にとらわれない学習・進路指導の推進

●「男は仕事、女は家庭」という考え方について

反対する考え方の人は約6割に上り、この結果は全国や福岡県の調査と比べても高く、前回平成21年実施の調査からも大きく数字を伸ばしています。





基本目標Ⅲ 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり



社会・経済状況が大きく変化し、従来の働き方、生活のあり方を見直す必要が生じています。働く場においても生活面においても、それぞれの個性と能力を活かして充実した活動ができる環境をつくることが重要です。働く場における男女共同参画と女性の活躍を推進するとともに、仕事と育児や介護との両立支援を、企業や市民の協力のもとに推進します。本基本目標を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく女性活躍推進計画として位置づけます。

施策 1

働く場における男女共同参画と女性活躍の推進

- (1) 企業等における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
- (2) 男女の就労・再就労支援の充実
- (3) 農林漁業・商工サービス自営業における男女共同参画の推進

施策 2

仕事と生活の調和を図るための社会環境の整備

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 子育て支援施策の充実
- (3) 介護を社会で支える環境の整備

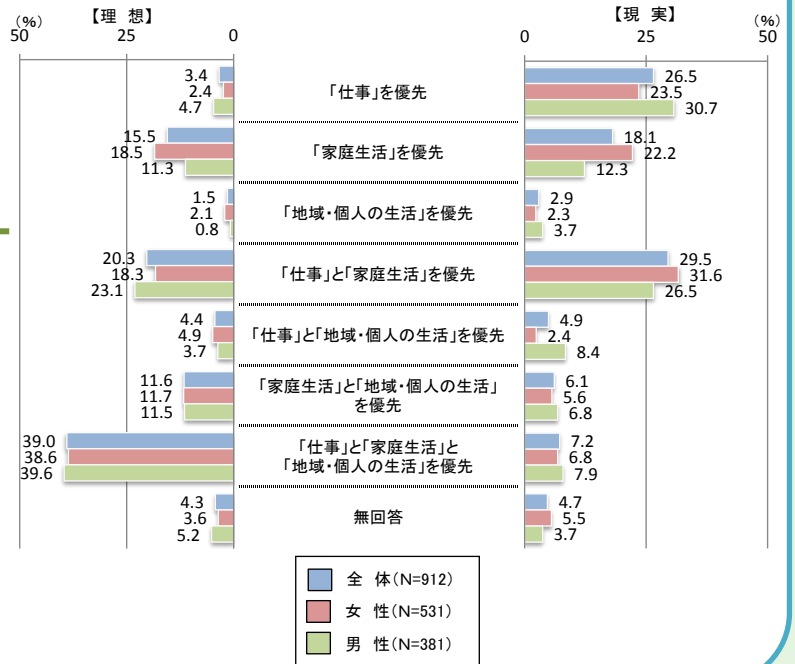
施策 3

家庭生活における男女共同参画の推進

- (1) 男女の生活自立に向けた取組みの推進

●「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度 理想と現実

男女ともに「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに大切にしたいと希望しているものの、それを実現している人は少なく、「仕事」偏重の傾向が見られます。



基本目標Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり



男女共同参画社会の実現のためには、男女が性別によって差別されたり、暴力を受けたりすることなく、その人権が尊重されなければなりません。DVやハラスメント等についての啓発を行うとともに、支援体制を充実させます。本基本目標を、DV防止法に基づくDV防止基本計画として位置づけます。男女がライフステージに応じて健康な生活を送れるよう支援します。また、困難を抱えがちな人々が安心して暮らすことができる環境を整えます。

施策 1

あらゆる暴力の根絶

- (1) DV、ハラスメント等の暴力防止対策の推進
- (2) DV、ハラスメント等に関する相談支援体制の拡充

●配偶者、パートナー等からの暴力・セクハラの実験

過去3年間ぐらいの間に、言葉や態度での暴力を含めた何らかの暴力を受けた経験がある人は男女とも全体の約4分の1、セクハラを受けたことがある人は女性の約1割に上っています。

施策 2

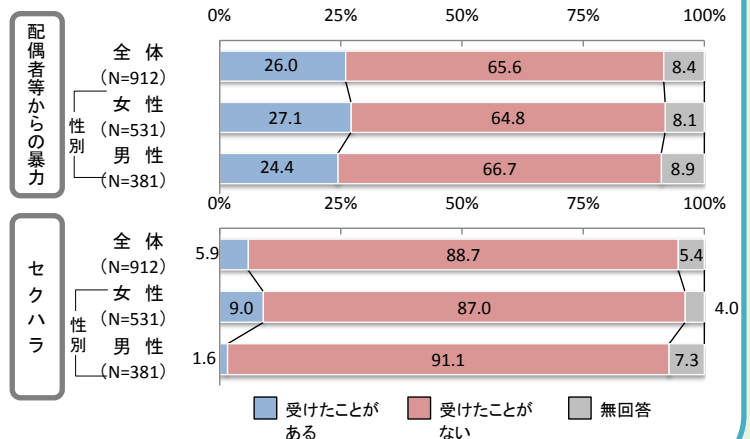
生涯にわたる健康づくりの推進

- (1) ライフステージに応じた健康づくり支援
- (2) 性と生殖に関する健康・権利についての理解の促進

施策 3

高齢者・障害者・ひとり親家庭等への支援

- (1) 高齢者・障害者・在住外国人等に対する支援の充実
- (2) ひとり親家庭等への支援の充実





基本目標Ⅴ 市民とともに進める推進体制づくり



豊前市における男女共同参画社会を実現するためには、行政職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を理解し、認識を深めることが必要です。また、本計画を着実に実施するには、その進捗状況と達成度を定期的に確認し、必要な場合には改善に結びつける作業が不可欠です。庁内の推進体制を確立し、男女共同参画の視点に基づいた施策の展開を図るとともに、市民、企業、地域団体等への模範となるよう、庁内における男女共同参画を推進します。

施策 1

庁内の推進体制づくり

- (1) 庁内の推進体制の確立
- (2) 庁内における男女共同参画の推進

施策 2

市の管理職登用における男女間格差の解消

- (1) 市職員における男女の機会均等と職域の拡大
- (2) 女性職員の管理職登用の促進

●女性職員の管理職等への登用状況

豊前市では、平成 28 年 3 月に策定した豊前市特定事業主行動計画において、最終年度の平成 32 年度末までに女性の管理職登用率 30 パーセントを目指しています。

課長・課長補佐相当職総数 (人)			課長相当職 (人)			課長補佐相当職 (人)			係長相当職 (人)		
うち女性 (人)	女性比率 (%)		うち女性 (人)	女性比率 (%)		うち女性 (人)	女性比率 (%)		うち女性 (人)	女性比率 (%)	
39	9	23.1%	20	4	20.0%	19	5	26.3%	48	13	27.1%

平成 28 年 4 月 1 日現在

～計画における重点項目～

1 地域における男女共同参画の推進

地域コミュニティにおける男女共同参画の推進を最重要課題と位置づけ、豊前市の各地域において、地域での活動と意思決定過程における男女共同参画を推進します。

2 男女共同参画拠点施設の機能の充実

男女共同参画の拠点施設である「ハートピアぶぜん」の機能を充実させるとともに、男女共同参画の推進に資する運営に努めます。

3 実効性のある推進体制の確立

職員研修等を通じて全庁的な意識改革を推進します。必要に応じて目標の修正と業務の改善を図る、P D C A サイクルにもとづいた計画の着実な推進を図ります。

第 2 次豊前市男女共同参画行動計画

— 概要版 —

「男女がともに輝くまち ぶぜん」

発行：豊前市

編集：人権男女共同参画室男女共同参画係

〒828-8501

福岡県豊前市大字吉木 955 番地

TEL 0979-82-1111 (代表)

第2次豊前市男女共同参画行動計画 (概要版)

男女がともに輝くまち ぶぜん



©kometani



©kometani

平成 29 年 3 月

豊 前 市